

# 品質基準

Quality Standard

## contents

【品質確保に関する基本的な考え方】

【個別順守項目】

- ・水産品（鮮魚介類）
- ・畜産品（精肉類）
- ・農産品（野菜・果物類）
- ・加工食品
- ・酒類
- ・繊維製品
- ・化粧品・医薬部外品
- ・家庭用品・雑貨・宝飾品
- ・花卉・球根
- ・生物・その他

## 品質確保に関する基本的な考え方

株式会社郵便局物販サービス（以下、TS社）は、お客様の健康で豊かな生活文化と期待される商品品質を第一に考え、商品提供者様等とともに継続的な品質向上に取り組みます。

1. 商品の品質確保  
商品の品質に関する情報を商品提供者様等と共有し、相互理解と協力により安全で優良な商品の品質確保に取り組みます。
2. カタログ商品とお届け商品の一致  
カタログに掲載する写真・スペック・表現と、お客様にお届けする商品が物流形態も含めて一致するよう、商品提供者様等とともに取り組みます。
3. 法令の順守  
商品を販売する際に規制となる各種法令、条例及び指導等を順守し、法令等に抵触する商品を提供しないよう、商品提供者様等とともに取り組みます。
4. トレーサビリティの維持  
商品の原料原産地や生産者、生産地など商品もしくは媒体に記載される内容に関し、適切な履歴管理が行われているかを確認します。
5. 安定供給の確保  
掲載商品に供給不足や品質不良等が発生しないよう、審査時や販売期間中において商品供給状況や納期等が守られていることを確認します。
6. 適正な品質管理体制の維持  
商品の品質特性に適合した品質管理体制が維持運営されていることを確認します。
7. 速やかなお客様対応  
事故やクレーム発生時には、商品提供者等と情報を共有し、速やかな顧客対応を行うとともに、改善に向けた対策を速やかに講じます。

このような考え方の下、商品提供者様等に順守いただきたい事項を次ページ以降にお示ししますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

その他、品質基準の下位文書として個別基準を設け、管理運営します。

# 01 水産品（鮮魚介類）

## 対象品

食品表示法に基づく水産物。

魚類、水産動物類、貝類、海藻類のうち、加熱、乾燥、調味、衣付け、異種混合などを施していないもの（活着しているものを含む）。

## 法令順守

関係する主な法律

食品衛生法、JAS法、計量法、景品表示法、不正競争防止法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例及び食品表示法 など

### 1. 表示

- ① 食品表示法に定められた「食品表示基準」等に則して適正な表示をすること。
- ② 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ③ 生食用は「生食用」「刺身用」「そのまま食べられます」等の生食用である旨の表示をすること。  
（ただし、「生かき」については生食用又は加工用の別を記載すること。）
- ④ 一度凍結したものを（解凍して）販売する場合は「解凍」の語句を表示すること。
- ⑤ 養殖されたものを販売する場合は「養殖」の語句を表示すること。
- ⑥ 「生食用のカキ」は、採取海域の表示をすること。
- ⑦ 魚介類の名称は、「魚介類の名称のガイドライン」（食品表示基準のQ&Aの別添）に則って記載し、原則、標準和名で記載すること。
- ⑧ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

### 2. 加工

- ① 適切な営業許可を取得していること。
- ② 加工に使用する水は、衛生的な水（「飲用適」「殺菌された海水」「飲用適の水を使用した人工海水」）であること。

### 3. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その基準に適合していること。
  - 別記「細菌検査等取扱判断規格値一覧」参照。
- ② ポジティブリスト制度（食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）に適合していること。

## トレーサビリティ

1. 原産地及び魚種名等は取引伝票などで確認、管理できる体制とし、TS社へは確約書により商品・媒体等に記載される内容を確約すること。
2. 加工者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

## 品質基準

1. 有害物質等に汚染されていないこと。
  - 鮮度保持剤（酸化防止剤等）を使用していないこと。（冷凍品を除く）
  - 着色料を使用しないこと。
  - PCB、鉛、カドミウムなどの重金属に汚染されていないこと。
  - 放射性物質は厚労省が定める基準値内であること。
2. 賞味（消費）期限を設定する商品は、保存試験など適切な方法で確認し、設定していること。
3. 重量、長さ等の単位を使用して販売する商品は、法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。
4. 商品を直接入れる容器類は、食品衛生法に適合し、かつ輸送等に耐えられる素材であること。
5. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
6. 輸送に用いる保冷剤等は、商品の品質保持に適合した量及び素材であること。
7. 延縄漁等で水揚げされたものは、金属探知機で検品を行うか、「釣り針が混入している恐れがある旨」の表示をすること。
8. 「活もの」は、お客様にお届けした時点で必ず活着していること。

## 品質管理体制

1. 漁獲日、出荷日等、ロット管理がされていること。
2. 商品の品質が保持される方法で保管・流通すること。
3. 入荷から加工、出荷まで異物混入防止対策が実施されていること。
4. 施設・設備の点検及び清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。

## 02 畜産品（精肉類）

### 対象品

食品表示法に基づく畜産物。

牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、きじ肉、いのしし肉などの畜肉類のうち、加熱、乾燥、調味、衣付け、異種混合などを施していないもの。

### 法令順守

関連する主な法律

食品衛生法、JAS法、計量法、景品表示法、不正競争防止法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例及び食品表示法 など

#### 1. 表示

- ① 食品表示法に定められた「食品表示基準」等に則して適正な表示をすること。
  - 「有機畜産物」として販売する場合は、農水省のJAS規格に則して表示し、有機JASマークを添付すること。
- ② 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ③ 規格のある食肉類、銘柄、ブランドを冠したものは、その定義に合致するとともに、規約等に則した表示をすること。
  - 例：和牛 → 食肉の表示に関する公正競争規約が定義するものに限る
  - 例：地鶏 → 農水省の地鶏肉の日本農林規格が定義するものに限る
  - 例：黒豚 → 農水省の豚肉小売品質基準で定められたパークシャー純粋種に限る
  - 例：名古屋種 → 一般社団法人名古屋コーチン協会が定める基準に合致するものに限る
- ④ 格付等を記載する商品は、日本食肉格付協会が定める格付や農水省の食肉小売品質基準が定める部位等の基準に則した表示をすること。
- ⑤ 一度凍結したものを（解凍して）販売する場合は「解凍品」の語句を原則表示すること。
- ⑥ 牛肉トレーサビリティ法に該当する牛肉は、商品に個体識別番号等を記載すること。
- ⑦ 「テンダライズ処理」「タンプリング処理」をしたもの及び「他の食肉の断片を結着させ成形する処理」をしたものは、「処理を行った旨」及び「飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨」の表示をすること。
- ⑧ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 加工

- ① 適切な営業許可を取得していること。
- ② 生食用食肉のうち、馬刺しは-20℃ 48時間以上または同等の効果の冷凍処理をしていること。

#### 3. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その基準に適合していること。
  - 別記「細菌検査等取扱判断規格値一覧」参照。
  - 有機畜産物は有機JAS規格に適合していること。
- ② ポジティブリスト制度（食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）に適合していること。

### トレーサビリティ

1. 原産地及び銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票などで確認、管理できる体制とし、TS社へは確約書により商品・媒体等に記載される内容を確約すること。
2. 加工者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

## 品質基準

1. 有害物質等に汚染されていないこと。
  - 鮮度保持剤（ニコチン酸アミド、発色剤等）を使用していないこと。
  - 放射性物質は厚労省が定める基準値内であること。
2. 賞味（消費）期限を設定する商品は、保存試験など適切な方法で確認し、設定していること。
3. 法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。
4. 商品を直接入れる容器類は、食品衛生法に適合し、かつ輸送等に耐えられる素材であること。
5. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
6. 輸送に用いる保冷剤等は、商品の品質保持に適合した量及び素材であること。
7. 格付等を記載する商品は、その基準を下回らないこと。

## 品質管理体制

1. 商品の品質が保持される方法で保管・流通すること。
2. 入荷から加工、出荷まで異物混入防止対策が実施されていること。
3. 施設・設備の点検及び清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。
4. 商品の製造工場等が一定の衛生管理レベルで保持されており、必要に応じて品質管理チェック状況を提示できること。

## 03 農産品（野菜・果物類）

### 対象品

食品表示法に基づく農産物。

野菜、果実、豆、雑穀および米などのうち、加熱、乾燥、調味、衣付けなどを施していないもの。  
(カット野菜及びカット果実の異種混合を除く)

### 法令順守

関係する主な法律

食品衛生法、JAS法、計量法、景品表示法、不正競争防止法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例  
及び 食品表示法 など

#### 1. 表示

- ① 食品表示法に定められた「食品表示基準」等に則して適正な表示をすること。
  - 「有機農産物」として販売する場合は、農水省のJAS規格に則して表示し、有機JASマークを貼付すること。
  - 「特別栽培農産物」として販売する場合は、農水省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づいて表示すること。
- ② 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ③ 農産物の名称は一般的な農産物の名称を表示すること。尚、ブランド名、流通名、商標などであっても通例的に一般消費者に誤認を与えない場合に限り、一般的な名称に代えて、または付加して表示できる。  
例： 品種/メークイン、シャインマスカット 商標/あまおう、デコボン
- ④ 格付等を記載する商品は、生産組合、農協等が定める等級、階級の基準に則した表示をすること。
- ⑤ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その基準に適合していること。
  - 有機農産物は有機JAS規格に適合していること。
  - 特別栽培農産物は農水省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが定義する栽培方法に適合すること。
- ② ポジティブリスト制度(食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)について、一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度)に適合していること。

### トレーサビリティ

1. 原産地及び銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票、栽培記録などで確認、管理できる体制とし、TS社へは確約書により商品・媒体等に記載される内容を確約すること。
2. 加工者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。
3. 米は、米トレーサビリティ法に基づく適切な管理を行い、記録を残しておくこと。

### 品質基準

1. 有害物質等に汚染されていないこと。
  - 放射性物質は厚労省が定める基準値内であること。
2. 原則として遺伝子組換え食品は取り扱わないこと。
3. 賞味(消費)期限を設定する商品は、保存試験など適切な方法で確認し、設定していること。
4. 重量、長さ等の単位を使用して販売する商品は、法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。(自然減量する商品は、あらかじめ減量分を考慮して表記すること)
5. 商品を直接入れる容器類は、食品衛生法に適合し、かつ輸送等に耐えられる素材であること。
6. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
7. 輸送に用いる保冷剤等は、商品の品質保持に適合した量及び素材であること。
8. 格付等を記載する商品は、その基準を下回らないこと。

## 品質管理体制

1. 商品の品質が保持される方法で保管・流通すること。
2. 入荷から加工、出荷まで異物混入防止対策が実施されていること。
3. 施設・設備の点検及び清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。

## 04 加工食品

### 対象品

消費者庁の食品表示法で定める一般用加工食品に該当する食品。

[新たに加工食品に区分されたもの]

従前の食品衛生法では表示対象とはされていなかった、軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味等により簡単な加工等を施したものの（例：ドライマンゴー）についても、「加工食品」に該当する。

### 法令順守

関係する主な法律

食品衛生法、JAS法、計量法、健康増進法、景品表示法、不正競争防止法、薬機法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例 及び 食品表示法 など

#### 1. 表示

- ① 食品表示法に定められた「食品表示基準」等に則して適正な表示をすること。
  - 「有機加工食品」として販売する場合は、農水省のJAS規格に則して表示し、有機JASマークを貼付すること。
- ② 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ③ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 製造・加工

- ① 適正な営業許可施設で製造・加工されたものであること。
- ② 製造・加工等に関する法定事項を順守して製造・加工されたものであること。
- ③ 法定の保存基準を順守すること。

#### 3. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その基準に適合していること。
  - 別記「細菌検査等取扱判断規格値一覧」参照。
  - 有機加工食品は有機JAS規格に適合していること。
- ② ポジティブリスト制度に抵触する原材料を使用していないこと。
- ③ 食品添加物は使用基準に適合していること。

### トレーサビリティ

1. 商品の原材料に関しては、その内容を確認できる証明書類（取引伝票、製品規格書ほか）で確認、管理できる体制とし、TS社へは確約書により商品・媒体等に記載される内容を確認すること。
  - ① 消費者庁の食品表示法で定める加工食品の原料原産地
  - ② 米トレーサビリティ法の対象となる商品
  - ③ その他、生産者・製造方法等商品の特色のある原材料など
2. 生産数量、出荷数量、製造工程、原料配合などについて記録があり、必要に応じて提示できること。  
製造者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。
3. 産地に関する表示と実際の製造地には整合性があり、その根拠が明確であること。

## 品質基準

1. 有害物質に汚染されていないこと。(抗生物質・抗菌物質・残留農薬・重金属など)
2. 医薬品成分を含まないこと。
3. 異物混入がないこと。
4. 賞味(消費)期限を設定する商品は、保存試験など適切な方法で確認し、設定していること。
5. 栄養成分を表示する商品は、分析データ、日本食品標準成分表 2015 年版(七訂)からの算出等、適切な方法で確認し設定していること。
6. 特定原材料(アレルギー物質)等は、原材料から適切に調査し、確認されていること。
7. 原則として遺伝子組換え食品※は取り扱わないこと。ただし、高オレイン酸遺伝子組換え大豆を除く。  
※ ここでいう「遺伝子組換え食品」とは、法律で義務付けられている商品(遺伝子組換え農産物が主な原材料で、上位3位以内でかつ全重量の5%以上を占める)のみとする。
8. 重量、体積等の単位を使用して販売する商品は、法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。
9. 商品を直接入れる容器類は、食品衛生法に適合し、かつ輸送等に耐えられる素材であること。
10. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
11. 輸送に用いる保冷剤等は、商品の品質保持に適合した量及び素材であること。

## 品質管理体制

1. ロット管理がされていること。(ロット別に製造量、出荷量が把握できること)
2. 商品の品質が保持される方法で保管・流通すること。
3. 入荷から加工、出荷まで異物混入防止対策が実施されていること。
4. 施設・設備の点検および清掃、製造(加工)工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。

# 05 酒類

## 対象品

国税庁の酒税法が定める酒類17品目。

## 法令順守

関係する主な法律

酒税法、食品衛生法、計量法、景品表示法、不正競争防止法、公正競争規約、国税庁告示、薬機法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例 など

### 1. 表示

- ① 酒税法、食品衛生法などが規定する適正な表示をすること。
- ② 公正競争規約に表示事項や禁止表示がある酒類にあつては、その内容に準じた表示をすること。
- ③ 国税庁の告示に基づく表示がされていること。(未成年者の飲酒防止に関する表示基準など)
- ④ 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ⑤ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

### 2. 製造

- ① 国税庁の酒類の製造免許及び酒類の販売業免許を取得した施設で製造されたものであること。
- ② 食品衛生法の酒類製造業の許可施設で製造されたものであること。
- ③ 製造・加工等に関する法定事項を順守して製造・加工されたものであること。

### 3. 規格

- ① 法律で規定された規格や基準のあるものは、それぞれの規格・基準に適合していること。
  - 成分(アルコール分)／原材料・副原材料の物品と使用割合／添加物
- ② 特定名称が表示されている清酒などは、その製法品質が確保されていること。
  - 大吟醸、純米酒、本醸造酒、他

## トレーサビリティ

1. 産地に関する表示と実際の製造地には整合性があり、その根拠が明確であること。
2. 特色のある原材料等を使用しているものに関しては、その内容を確認できる証明書類(取引伝票、製品規格書ほか)で確認、管理できる体制とし、TS社へは確約書により商品・媒体等に記載される内容を確認すること。
2. 特定名称を使用したものにあつては、その内容を確認できる証明書類(取引伝票など)が記録保管され、必要に応じて提示できること。
4. 生産数量、出荷数量、製造工程、原料配合などについて記録があり、必要に応じて提示できること。  
製造者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

## 品質基準

1. 有害物質に汚染されていないこと。(抗生物質・抗菌物質・残留農薬・重金属など)
2. 医薬品成分を含まないこと。
3. 異物混入がないこと。
4. 内容量は適正に計量し、表記量を下回らないこと。
5. 商品を直接入れる容器類は、食品衛生法に適合し、かつ輸送等に耐えられる素材であること。
6. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。

## 品質管理体制

1. ロット管理がされていること。(ロット別に製造量、出荷量が把握できること)
2. 商品の品質が保持される方法で保管・流通すること。
3. 入荷から加工、出荷まで異物混入防止対策が実施されていること。
4. 施設・設備の点検及び清掃、製造(加工)工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。

## 06 繊維製品

### 対象品

家庭用品品質表示法による繊維製品35品目および一部雑貨工業品の革製又は合成皮革の手袋、上衣など

コート、セーター、シャツ、ズボン、水着、ドレス及びホームドレス、ブラウス、スカート、事務服及び作業服、上衣、子供用オーバーオール及びロンパース、下着、寝衣、羽織及び着物、靴下、手袋、帯、足袋、帽子、ハンカチ、マフラー、スカーフ及びショール、風呂敷、エプロン及びかっぽう着、ネクタイ、羽織ひも及び帯締め、床敷物、毛布、膝掛け、上掛け、布団カバー、敷布、布団、カーテン、テーブル掛け、タオル及び手拭い、ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー、その他

### 法令順守

関係する主な法律

家庭用品品質表示法、薬機法、計量法、景品表示法、有害物質規制法、不正競争防止法、ワシントン条約および種の保存法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例 など

#### 1. 表示

- ① 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ② 家庭用品品質表示法に基づく表示がされていること。
- ③ 機能性をうたう商品は、記載の根拠となるデータを有し、常識の範囲内で一般品との差異があること。
- ④ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 製造

- ① 有害物質規制法の対象品は、基準に適合するために作られた専用の施設で製造されていること。

#### 3. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その規格・基準に適合していること。
- ② 製品として、別記「繊維製品取扱判断規格値一覧」の基準に適合していること。
  - 規格値一覧にない項目（機能性）に関しては、提出された検査結果より判断いたします。

### トレーサビリティ

1. 原産国及び銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票などで確認、管理できる体制とし、必要に応じて提示できること。
2. 製造者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

### 品質基準

1. 有害物質等に汚染されていないこと。
2. 使用時に使用者などを傷つける構造でないこと。
3. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
4. 格付等を記載する商品は、その基準を下回らないこと。

### 品質管理体制

1. 原則として品質規格書を作成しこれに基づき、品質機能・安全性を確認し、必要に応じて検査を行うこと。
2. 施設・設備の点検及び清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。
3. 異物（特に針など鋭利なもの）混入に対する防止のための検針など、製造時の検品とは別に出荷までに最低1度検品を実施し、不良品の出荷を防ぐ体制であることが望ましい。

## 07 化粧品・医薬部外品

### 対象品

化粧品・医薬部外品(食品を除く)

### 法令順守

関係する主な法律

薬機法、景品表示法、不正競争防止法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例など

#### 1. 表示

- ① 不当表示や誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ② 薬機法に基づく表示がされていること。
- ③ 薬機法で認められる効果・効能以外の効果効能は記載しないこと。
- ④ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 製造

- ① 国内製造品は、適正な製造許可を有した施設で製造されていること。
- ② 輸入品は、適正な許可を有して輸入されていること。

#### 3. 規格

薬機法に定められた規格・基準に適合していること。

### トレーサビリティ

1. 原産国と銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票で確認、管理できる体制とし、必要に応じて提示できること。
2. 製造者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

### 品質基準

1. 有害物質に汚染されていないこと。
2. 使用時に使用者などを傷つける構造でないこと。
3. 重量・容量等の単位を使用して販売する商品は、法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。
4. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
5. 格付等を記載する商品は、その基準を下回らないこと。

### 品質管理体制

1. 原則として品質規格書を作成しこれに基づき、品質機能・安全性を確認し、必要に応じて検査を行うこと。
2. 施設・設備の点検及び清掃、製造(加工)工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し必要に応じて提示できる体制であること。

## 08 家庭用品・雑貨・宝飾品

### 対象品

- ・なべ、まな板、包丁、コップ、皿など調理器具、食器類
- ・バッグ、財布、ベルト、靴など雑貨類
- ・掃除機、ドライヤー、ジューサーなど電気製品
- ・バッグ、財布など服飾雑貨品および指輪、ネックレスなどの宝飾品またはアクセサリー類
- ・ボールペン、ノートなどの文房具類（ステーショナリー）
- ・おもちゃ、パズルなどの玩具類
- ・繊維製品を除くスポーツ用品、健康器具類
- ・その他、食品、繊維製品、植物、生き物以外の物

### 法令順守

#### 関係する主な法律

家庭用品品質表示法、薬機法、電安法、計量法、景品表示法、不正競争防止法、ワシントン条約および種の保存法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例 など

#### 1. 表示

- ① 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ② 家庭用品品質表示法の対象となる商品は、同法に基づく表示がされていること。
- ③ 薬機法で認められる商品の効果・効能以外の効果効能は記載しないこと。
- ④ 医療機器類に関し、届出、承認、認証を受けた番号が記載されていること。
- ⑤ 電安法の対象となる商品は、同法に基づくマークが表示されていること。
- ⑥ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 製造

- ① 薬機法の対象品、医療機器類に該当する商品は、適正な製造許可を有した施設で製造されていること。
- ② 電安法の対象品は、国への事業届出がされた施設で製造されていること。

#### 3. 輸入

- ① 輸入に関し、許可や届け出が必要な商品については、適切な許可、届け出がされていること。

#### 4. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その規格・基準に適合していること。
  - 製品の性質に関しては、別記「繊維製品取扱判断規格値一覧」の基準を参考に提出された検査結果より判断します。

### トレーサビリティ

1. 原産国及び銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票などで確認、管理できる体制とし、必要に応じて提示できること。
2. 製造者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

### 品質基準

1. 有害物質等に汚染されていないこと。
2. 使用時に使用者などを傷つける構造でないこと。
3. 重量、長さ等の単位を使用して販売する商品は、法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。
4. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
5. 格付等を記載する商品は、その基準を下回らないこと。

### 品質管理体制

1. 原則として品質規格書を作成しこれに基づき、品質機能・安全性を確認し、必要に応じて検査を行うこと。
2. 施設・設備の点検及び清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。
3. 異物（特に針など鋭利なもの）混入に対する防止のための検針など、製造時の検品とは別に出荷までに最低1度検品を実施し、不良品の出荷を防ぐ体制であることが望ましい。

## 09 花卉・球根

### 対象品

花卉は鉢植え、切り花を問わず、球根は芽吹く可能性があるもの（らっきょう、百合根など食用のものを除く）

### 法令順守

関係する主な法律

種苗法、ワシントン条約および種の保存法、植物防疫法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例 など

#### 1. 表示

- ① 不当表示や誇大・誤認の恐れのある表示をしないこと。
- ② 商品への花の名称の記載は任意とするが、記載する場合は媒体表記と同様とし、誤認を与えないこと。
- ③ 容器包装リサイクル法で指定された容器を使用したものは、同法の識別マークの表示をすること。

#### 2. 規格

- ① 法律で規定された規格や業界基準のあるものは、その規格・基準に適合していること。

### トレーサビリティ

1. 原産国及び銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票などで確認、管理できる体制とし、必要に応じて提示できること。
2. 製造者と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

### 品質基準

1. 有害物質等に汚染されていないこと。
2. 肥料・土壌改良資材・培土における放射性物質は厚労省が定める基準値内であること。
3. 重量、長さ等の単位を使用して販売する商品は、法律に適合した計量器で適正に計量されており、表記量を下回らないこと。（自然減量する商品は、あらかじめ減量分を考慮して表記すること）
4. 化粧箱等の箱類は、必要以上に過大・過剰でないこと。
5. 格付等を記載する商品は、その基準を下回らないこと。
6. 付属する鉢、バスケット、ラッピングなどについて、汚れ、破損などの不良がなく、容易に他を傷つける構造でないこと。

### 品質管理体制

1. 原則として品質規格書を作成しこれに基づき、生産・出荷できる体制であること。
2. 商品の品質が保持される方法で保管・流通すること。
3. 施設・設備の点検及び清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。
4. 花卉の種類によっては、商品到着後に開花するように、開花時期と輸送日数を考慮すること。

## 10 生物・その他

### 対象品

魚介類・は虫類・昆虫類（食用のものを除く）

### 法令順守

関係する主な法律

文化財保護法（国の天然記念物）、ワシントン条約および種の保存法、植物防疫法、外来生物法、容器包装リサイクル法、消費者保護条例 など

### トレーサビリティ

1. 原産国及び銘柄名・ブランド名及び格付等は取引伝票などで確認、管理できる体制とし、必要に応じて提示できること。
2. 卵、幼体の入手から飼育、出荷まで確認できる工程表などを作成し、記録すること。
3. 生産者等と商品提供者が異なる場合は、それぞれの関連性が取引伝票等にて明確である体制をとること。

### 品質基準

1. 健康体であること。
2. 輸送中にえさ、水の補給など特別の手当てを要しないもの。
3. 悪臭を発しないもの。
4. 脱出や排せつ物などの漏出を防ぐ包装をしているもの。
5. 人に危害を与えるおそれのないもの。

### 品質管理体制

1. 原則として品質規格書を作成しこれに基づき、生産・出荷できる体制であること。
2. 生物の生命が保持される方法で保管・流通すること。
3. 施設・設備の点検および清掃、製造（加工）工程、入出荷、検査結果、従業員の教育、健康状態など各種記録を保管し、必要に応じて提示できる体制であること。

---

---

品質基準  
2020年10月

不許複製